

9

会計基準情報 (2014. 8-9)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している **会計基準 Digest** のうち、2014 年 8 月分と、2014 年 9 月分の記事を再掲載したものである。会計基準 Digest は、日本基準、修正国際基準、IFRS、米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準 Digest の本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの **会計基準 Digest2014/08**、**会計基準 Digest2014/09** を参照のこと。

www.kpmg.com/jp/ja/knowledge/news/accounting-digest/pages/default.aspx

I 日本基準

法令等の改正

1. 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」の公布（平成26年8月20日 金融庁）

本改正府令の主な概要は以下のとおりである。

- 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮
新規上場時の企業負担の軽減を図るため、有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を5事業年度分から2事業年度分に短縮する。
- 非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数
非上場会社が初めて提出する有価証券届出書にIFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合には、最近連結会計年度分のみの記載で足りることとする。
- IFRS等に準拠して作成した連結財務諸表の監査における、比較情報に係る意見表明の方法の設定
有価証券の発行者が初めて提出する有価証券届出書等に含まれる指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表、または米国式連結財務諸表の監査を実施した監査法人等が作成する監査報告書に、比較情報に関する事項を記載する場合の記載事項を定める。

本改正府令は平成26年8月20日に公布・施行され、ガイドラインも同日より適用されている。ただし、企業内容等の開示

に関する内閣府令の「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」とするなどの所要の改正については、平成27年4月1日から施行される。

あずさ監査法人の関連資料

■ **会計・監査ニュースフラッシュ** 2014/8/22

2. 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表（平成26年8月22日 金融庁）

本改正府令案は、平成26年6月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014－未来への挑戦－」における「女性の更なる活躍促進」についての提言を踏まえ、有価証券報告書等において、各会社の役員の男女別人数及び女性比率の記載を義務付けるよう、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を行うことを提案するものである。

改正後の規定は、平成27年3月31日以後に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書、及び当該事業年度に係る有価証券報告書から適用される予定である。コメントの締切りは平成26年9月22日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ **会計・監査ニュースフラッシュ** 2014/8/26

3. 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」の公布（平成26年9月30日 金融庁）

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

等の一部を改正する内閣府令」が公布されるとともに、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリック・コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方が公表された。

本改正府令は、企業会計基準委員会（ASBJ）が平成26年5月16日に公表した改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を受け、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（四半期財務諸表等規則）等について、所要の改正を行ったものである。

本改正府令の概要は以下のとおりである。

- 取得による企業結合が行われた場合の注記事項の見直し
企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合、その属する四半期会計期間等においては、その旨並びに発生したのれんまたは負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記する。また、比較情報において、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、その内容及び金額を注記する。
- 四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記事項の追加
有価証券報告書等の四半期情報に、企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した四半期会計期間等が含まれる場合、暫定的な会計処理が確定した旨を注記する。

本改正府令は、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用される。早期適用は、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/10/3

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

1. 実務対応報告公開草案第41号（実務対応報告第5号の改正案）「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）（案）」及び
実務対応報告公開草案第42号（実務対応報告第7号の改正案）「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）（案）」の公表（平成26年9月26日 企業会計基準委員会）

両公開草案は、平成26年度税制改正における地方法人税の

創設に伴い、連結納税制度を適用している場合の、地方法人税に係る税効果会計の取扱いについて、所要の改正を行うことを提案している。

コメントの締切りは平成26年11月26日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ 会計・監査ニュースフラッシュ 2014/9/30

会計制度委員会報告等の公表（日本公認会計士協会（JICPA））

1. 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正について（公開草案）並びに
会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」の改正について（公開草案）の公表（平成26年8月18日 日本公認会計士協会）

両草案（前者草案、後者草案）とも、公表以来永年にわたりメンテナンスが行われていない実務指針等について、現在適用されている会計制度委員会報告等に従った検討が行われ、所要の見直しがなされたものである。

コメントの締切りは、いずれも平成26年9月19日である。

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）へ

Ⅱ 修正国際基準

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ））

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

該当なし。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト（修正国際基準）へ

Ⅲ IFRS

会計基準等の公表 (IASB、IFRS 解釈指針委員会)

【最終基準】

1. 「個別財務諸表における持分法 (IAS 第27号の改訂)」の公表 (2014年8月12日 IASB)

本改訂は、個別財務諸表において、子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資について、IAS 第28号「関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資」に規定されている持分法を用いた会計処理を認めている。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 個別財務諸表において、子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資について、取得原価による会計処理または IFRS 第9号「金融商品」に従った処理に加え、持分法を用いた会計処理を認めた。
- 改訂に伴い、個別財務諸表の定義が変更された。
- 個別財務諸表において、子会社、ジョイント・ベンチャーまたは関連会社からの配当を受け取る権利が確定したときの会計処理が明確化された。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から遡及適用される。早期適用は認められる。ただし、早期適用する場合は、その旨を開示する。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ (日本語) 2014/8/21
- IN THE HEADLINES 2014/14 (英語) 2014/8/13

2. 「投資者とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却または拠出 (IFRS 第10号及びIAS 第28号の改訂)」の公表 (2014年9月11日 IASB)

本改訂は、投資者（その子会社を含む）とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間で売却または拠出された資産が、IFRS 第3号「企業結合」で定義される事業を構成しない場合、その取引から生じる利得または損失の一部のみを純損益に含めて認識することを求めている。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 投資者（その子会社を含む）とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間で売却または拠出された資産が、IFRS 第3号で定義される事業を構成する場合、投資者は、

その取引から生じる利得または損失の全額を、純損益に含めて認識する。

- 投資者（その子会社を含む）とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間で売却または拠出された資産が、IFRS 第3号で定義される事業を構成しない場合、投資者は、その取引から生じる利得または損失のうち、関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する持分と関連がない、すなわち、他の投資者に関連する持分相当額のみを、純損益に含めて認識する。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から将来に向かって適用される。早期適用は認められる。早期適用する場合は、その旨を開示する。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ (日本語) 2014/9/17
- IN THE HEADLINES 2014/17 (英語) 2014/9/15

3. 「IFRS の年次改善」(2012-2014 年サイクル) の公表 (2014年9月25日 IASB)

IFRS の年次改善プロジェクトは、緊急度は低いものの、必要不可欠とIASBが考えるIFRSの改訂を1年にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。IFRS の年次改善プロジェクト (2012 - 2014年サイクル) については、2013年12月11日に公開草案が公表された。このたびのIFRSの年次改善は、公開草案に寄せられたコメントを踏まえた再審議を経て、最終化されたものである。

このIFRSの年次改善には、4つの基準書に対する改訂が含まれている。各改訂は、2016年1月1日以降開始する会計年度から適用される。早期適用は認められる。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ (日本語) 2014/9/30
- THE BALANCING ITEMS - Issue 7 (英語) 2014/9/30

【公開草案】

1. 公開草案「未実現損失に関する繰延税金資産の認識 (IAS 第12号の改訂案)」の公表 (2014年8月20日 IASB)

本公開草案は、繰延税金資産の認識の判断における将来減算一時差異の利用の対象となる将来の課税所得の範囲を明確にすることを提案している。特に、公正価値で測定される負債性金融商品に未実現損失が生じている場合に、繰延税金資産の認識においてIAS 第12号「法人所得税」の規定をどのように適用するかについて、基準書の付属文書に設例を追加する

ことを提案している。

本公開草案の概要は以下のとおりである。

- 繰延税金資産の認識において予想される、将来減算一時差異の利用の対象となる課税所得に、既存の将来減算一時差異の解消にかかる損金算入の影響を含めないことを明確化することが提案されている。
この提案により、納税申告における課税所得と将来減算一時差異の利用対象となる課税所得が異なることが明確になる。
- 満期時に元本が返済される、毎年利息が支払われ、公正価値で測定される固定利付債券（税務基準額は取得原価）に係る未実現損失は、将来減算一時差異を生じさせることを明確化することが提案されている。
- 将来減算一時差異の利用の判断は、他の将来減算一時差異とあわせて行う。ただし、税法上、将来減算一時差異の利用が限定されている場合には、その範囲内で行うことが提案されている。
- 将来減算一時差異の利用の対象となる課税所得の予想には、帳簿価額を超えて回収することが可能と予測される金額が含まれることを明確化することが提案されている。

本公開草案が確定した場合の適用時期は寄せられたコメントを踏まえて決定される。遡及適用は認めることが提案されている。コメントの締切りは2014年12月18日である。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ（日本語） 2014/8/25
- IN THE HEADLINES 2014/15（英語） 2014/8/25

2. 公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定（IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案）」の公表（2014年9月16日 IASB）

本公開草案は、IFRS第13号「公正価値測定」におけるレベル1の公正価値測定が可能な、相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値は、その金融商品の相場価格に、保有する金融商品の数量を乗じた結果（すなわち、単価×数量）であることを明確化することを提案している。

本公開草案の概要は以下のとおりである。

- IFRS 第10号、IAS 第27号及びIAS 第28号の適用範囲にある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社への投資に係る会計処理の単位は、その投資を構成する個々

の金融商品ではなく、その投資全体であることを明確化することが提案されている。

- IFRS 第13号におけるレベル1の公正価値の測定が可能な、相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値は、金融商品の相場価格に、保有する金融商品の数量を乗じて（すなわち、単価×数量により）測定することが提案されている。
- 資金生成単位（CGU）が、相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資である場合、そのCGUの減損の検討に用いる回収可能価額は、上記のガイダンスにより測定した公正価値から、処分コストを控除して測定することが提案されている。

IFRS第13号におけるレベル1の公正価値の測定が可能な金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、そのネット・エクスポージャーに基づいて管理される金融資産及び金融負債のグループは、そのネット・ポジションに相場価格を乗じたものとして、公正価値を測定することが提案されている。

本公開草案が確定した場合の適用時期は、寄せられたコメントを踏まえて決定される。遡及適用は認められるが、早期適用する場合は、関連するすべての基準書の改訂を同時に適用することが提案されている。コメントの締切りは2015年1月16日である。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ（日本語） 2014/9/19
- IN THE HEADLINES 2014/18（英語） 2014/9/18

【討議資料】

1. 討議資料「料金規制から生じる財務上の影響の報告」の公表（2014年9月17日 IASB）

本討議資料は、料金規制企業が置かれている経済的環境の特徴、及びそれらの特徴を一般目的の財務諸表に反映するにあたり、IFRSの規定を修正する必要があるか否かについて、コメントを求めている。

本討議資料の概要は以下のとおりである。

- 「定義された料金規制」について、その特徴が、特定のガイダンスの開発を要する可能性のある料金規制の種類をどの程度網羅しているかについて、コメントを求めている。
- 市場関係者が、料金規制企業に対する投融資の意思決定にあたり、最も有用な情報が何かを検討している。また、考えられる会計処理のアプローチを示している。
- IFRS 第14号「規制繰延勘定」の表示及び開示に関する規定につき、今後開発する可能性のある開示及び表示の規定の基礎とすべきかについて、コメントを求めている。

本討議資料に対するコメントの締切りは2015年1月15日である。

あずさ監査法人の関連資料

- IFRS ニュースフラッシュ (日本語) 2014/9/22
- IN THE HEADLINES 2014/20 (英語) 2014/9/25

我が国の任意適用制度に関する諸法令等 (金融庁)

1. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正 (案) の公表 (平成26年9月12日 金融庁)

本改正案は、国際会計基準審議会が平成26年1月1日から6月30日までに公表した以下の国際会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93号に規定する指定国際会計基準とすることを提案している。

- 国際財務報告基準 (IFRS) 第14号「規制繰延勘定」
(平成26年1月30日公表)
- 国際財務報告基準 (IFRS) 第11号「共同支配の取決め」
(平成26年5月6日公表)
- 国際財務報告基準 (IFRS) 第15号「顧客との契約から生じる収益」
(平成26年5月28日公表)
- 国際会計基準 (IAS) 第16号「有形固定資産」
(平成26年5月12日及び同年6月30日公表)
- 国際会計基準 (IAS) 第38号「無形資産」
(平成26年5月12日公表)
- 国際会計基準 (IAS) 第41号「農業」
(平成26年6月30日公表)

コメントの締切りは平成26年10月14日である。

あずさ監査法人の関連資料

- 会計・監査ニュースフラッシュ (日本語) 2014/9/17

- IFRSについての詳細な情報、過去情報は、
■ あずさ監査法人のウェブサイト (IFRS) へ

Ⅳ 米国基準

会計基準等の公表 (FASB)

【最終基準 (会計基準更新書 (Accounting Standards Updates : ASU))】

1. ASU第2014-13号「連結 (Topic 810) : 連結された債務担保金融事業体の金融資産及び金融負債の測定 (EITFのコンセンサス)」の公表 (2014年8月5日 FASB)

ASU第2014-13号は、債務担保金融事業体 (CFE) の金融資産の公正価値と金融負債の公正価値との差額に関する実務上の問題を解消するため、金融負債が金融資産に対してのみ請求権を有する場合も、連結されたCFEに対し代替的な公正価値測定のアプローチを認めている。このアプローチは、連結されたCFEの親会社に対して、CFEの金融資産及び金融負債の公正価値のうち、より観察可能な金額に基づいて測定することを認めるものである。

ASU第2014-13号は、公開の営利企業については、2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度に含まれる期中報告期間から適用される。早期適用は認められる。

あずさ監査法人の関連資料

- Defining Issues 14-27 (英語) 2014/6/18

2. ASU第2014-14号「債権—債権者による不良債権のリスクチャリング (Subtopic 310-40) : 担保権行使時における特定の政府保証付住宅担保ローンの分類 (EITFのコンセンサス)」の公表 (2014年8月8日 FASB)

ASU第2014-14号は債権者に対し、特定の政府保証付住宅担保ローンについて、担保権行使時に認識を中止し、債権者が保証人から回収する見込みの金額で測定した別個の受取債権を認識し、その保証及び債権を単一の会計単位として取り扱うことを要求するものである。

ASU第2014-14号は、公開企業に対しては、2014年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中報告期間から適用される。企業は、移行措置について将来に向かって適用するかまたは修正遡及適用するかを選択できるが、ASU第2014-04号「消費者向け住宅ローンの担保権行使時の再分類」のもとで選択した移行措置と整合させることが要求される。早期適用は、期中報告期間における早期適用を含め、企業がすでにASU第2014-04号を適用している場合は認められる。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 14-27](#) (英語) 2014/6/18

3. ASU第2014-15号「財務諸表の表示－継続企業 (Subtopic 205-40)：継続企業の前提の不確実性に関する開示」の公表 (2014年8月27日 FASB)

ASU第2014-15号は、継続企業の前提を企業が評価する方法及び開示方法についての指針を提供している。これまで、継続企業の前提に関する評価は、監査基準には含まれていたものの、U.S. GAAPには規定がなかった。今回の改訂により、継続企業の前提に重要な疑義があるかどうかを評価すること、及び関連する開示を行うのは経営者の責任であるということが、U.S. GAAPの規定に含まれることとなった。

ASU第2014-15号は、2016年12月16日以降終了する会計年度及び2016年12月16日以降開始する会計年度の期中報告期間から適用される。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 14-40](#) (日本語) 2014/9/26

【公開草案 (会計基準更新書案 (ASU 案))】

1. ASU案「無形資産－のれん及びその他－内部利用ソフトウェア (Subtopic 350-40)：クラウド・コンピューティング契約において顧客が支払った手数料の会計処理」の公表 (2014年8月20日 FASB)

本ASU案は、以下の明確化を提案している。

- クラウド・コンピューティング契約にソフトウェア・ライセンスが含まれる場合：他のソフトウェア・ライセンスと同様に会計処理する。
- クラウド・コンピューティング契約にソフトウェア・ライセンスが含まれない場合：サービス契約として会計処理する。

本ASU案は、公開企業に対しては、2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中報告期間から強制適用される予定である。企業は、移行措置について将来に向かって適用するかまたは修正遡及適用するかを選択できる予定である。早期適用は認められる予定である。コメントの締切りは2014年11月18日である。

あずさ監査法人の関連資料

■ [Defining Issues 14-39](#) (英語) 2014/8/28

2. FASB－ASU案「技術的な訂正及び改善」の公表 (2014年9月15日 FASB)

技術的な訂正及び改善は、会計基準によるコード化体系 (Accounting Standard Codification; ASC) の技術的な訂正、基準の明確化、参照の修正や軽微な改善を行うものであり、現行の会計実務に重要な影響を及ぼすものではない。

本ASU案には、ASC Topic 820「公正価値による測定」の用語の修正及びガイダンスの明確化が含まれる。

適用日は、市場関係者からのコメントを検討した後に決定される。コメントの締切りは2014年12月1日である。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ [あずさ監査法人のウェブサイト \(米国基準\) へ](#)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL: 03-3548-5112 (代表電話)
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当：高田朗、島田諤子

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.